

〔史料紹介〕

## 「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

山田 稔

はじめに

絵図を利用または研究する際に、作製年が明らかでない事例に遭遇することが意外に多い。その場合、絵図の様式や記載内容から推定することになるが、かなりの確認作業を強いられるのが実情で、推定の域を越えることは難しい。ましてや作製経緯となると、関係資料が残存しているケースは稀である。

本稿で紹介する絵図目録は、この課題解決に有効な史料である。萩藩絵図方が作製した絵図の年号が、場合によつては作製経緯と共に記されており、本体に年紀がない絵図の年代・経緯を確認することができる。加えて、「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

〔史料解題〕

「諸役所控目録」は、宝暦十三年（一七六三）～明和七年（一七七〇）にかけて、萩藩諸役所が、保存管理している文書の目録を江戸御国大記録方へ提出したものである。本目録の作成経緯は、山崎一郎「宝暦末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について」（『山口県文書

館研究紀要》第三四号、二〇〇七）に詳しい。関係役所は、江戸・萩・諸郡の役所など延べ一一〇に及ぶ。目録の総計は一四三冊で、現在は三三冊に編綴され、毛利家文庫九諸省と五四目次に分けて架蔵されている。提出時点における各役所保管文書を一覧することができ、萩藩の文書管理状況を知る上で好適な史料である。

これらのうち、絵図方に直接関係する目録は、【史料1】「諸役所控目録 絵図方」（毛利家文庫九諸省四〇〔一七の六〕）と、【史料2】「諸役所控目録 絵図方明細絵図寺社旧記御藏元検使所濃物方御藏元証人所引田方十三組御中間宗門方」（同〔一七の七〕）の一冊である（毛利家文庫五四目次三〇「諸役所控目録 絵図方」は内容が異なるため対象外）。諸絵図および関係文書の作成年月・員数ならびに作製経緯が、内容別・編年順に記されている。このほか、特に御宝蔵方の目録中に、国絵図レベルの絵図類がまとまって記載されているため、参考として取り上げた（史料3）。

【史料1】は、明和元年（一七六四）九月、絵図方平田四郎左衛門が提出したものである。内容は、「御城御取繕御窓」と「諸御用筋」から成る。前者は、萩城普請関係の絵図と関係文書である。後者は、国絵図、城下町絵図等と関係文書で、幕府巡見使関連を多く含む。特に史料の少ない藩政初期の記事は貴重で、中でも兼重和泉・羽仁信濃といった初期絵図方の面々が、国絵図等の作製を担っていたことを具体的に示した箇所は興味深い。

【史料2】は、明和二年（一七六五）二月、同平田四郎左衛門の提出である。御藏元検使所、濃物方、御藏元証人所、宗門方と合綴されている。

一村限明細絵図（地下上申絵図）、村石高境目書・由来書（地下上申）、寺社旧記（寺社由来）という、絵図方の領内地誌編纂事業関係が中心で、街道絵図の「行程記」や「御国廻御行程記」も含まれている。史料2の内容に關しては、拙稿「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について」（『山口県文書館研究紀要』第三三号、二〇〇

### ○五）を参照されたい。

【史料3】は、萩藩御宝蔵方の目録である。明和元年（一七六四）七月一日、井上與七・小野又右衛門の提出による。本目録は、「御什書惣目録」と「故有雜文目録」から構成され、後者に国絵図および関連文書の記載がある。本目録の記事から、正保・元禄国絵図並びに調進関係資料一式は、作製者の絵図方の手元でなく、藩の什書類を扱う御宝蔵方に保管されていたことが分かる。この点に関しては、史料1の正保国絵図の項に「但、此本書は御宝蔵方え渡置候、後年入候時は御宝蔵方より請取見合申答と有之」と記されている。

また、慶長国絵図（控図、宇部市立図書館蔵、国指定重要文化財）は、本稿で紹介したどの目録にも記載がない。事実、この控図は幕府への絵図調進に関与した福原家に伝わったものであり、藩や絵図方の管理外であったことがわかる。このほか、各目録を通して郡図や宰判図などの記載が一切ないことは、これらの作製時期を検討

する上で大変興味深い。

各目録の数量的な内訳を見てみると、史料1収載の絵図は七〇件九七点（以下、数値は全て延べ数）、関係文書は一〇〇件一四五点、史料2は、絵図六七件八一八点、関係文書一〇三件一九四〇点である。史料3は、絵図一五件一一〇点、関係文書七件一〇点で、全史料の合計は、絵図一五一件一〇二五点、関係文書二一〇件三〇九五点である。

絵図を種類別に見ると、史料1は、国絵図類が一七件二二点（点数の全体比二一%、以下同）、城下町絵図類が一六件二〇点（二二%）、普請絵図が一七件二二点（二三%）、支藩領絵図が六件七点（七%）、開作絵図その他が一四件二七点（二八%）である。史料2は、村絵図が五件七六九点（九四%）、街道絵図が四件九点（一%）、他国図が二件一六点（一%）。その他が六件二四点（三%）である。史料3は、史料1との重複を含むが、国絵図類九件一八点（一六%）、城郭図一件一点（一%）、合戦図

二件一四点（一二%）、その他二件七七点（七〇%）である。

本目録に見る限りでは、最も古い絵図は、記載順では絵図方兼重和泉による「御両国絵図壹枚」であり、年紀のあるものでは、慶安二年（一六四九）の「御両国絵図於江戸江木次郎右衛門調被仰付公儀被差上ケ候絵図壹袋」である（両者共史料1）。

本稿で紹介した目録は、明和元・二年時点のものであるが、これらを通観すると、絵図方の事業は、単に内向きの絵図作製という枠を超えて、国絵図を筆頭とした幕府への提出物作成という重要な役割を担っていたことが分かる。

また、城郭普請図はもとより、幕府巡見使や藩主・江戸方の求めに応じて国絵図・城下町絵図などの重要絵図を作製する一方で、村明細絵図などの領内地誌編纂事業も行つており、まさしく萩藩の総合地誌情報局としての機能を果たしていたといえる。

稿末の「対応絵図類一覧」は、該当する可能性があるものも含めて、可能な限り記載してみたものである。遺漏や誤謬は指摘・修正されたい。当館所蔵の絵図には、年代不明の国絵図や城下町絵図等が多数あり、本目録と子細に照合していくば、さらに作製年代や経緯が判明するケースも出てくるであろう。

目録記載の絵図のうち、今回、所在を推定・確認できたものは一五二件中一一〇件（約七二%）である。但し、史料群として現存する村明細絵図（一村限明細絵図、地下上申絵図）を除くと、九六件中五五件（約五七%）と

享保十二年（一七二七）八月「御城ニ之曲輪御堀浚之御窺略絵図三枚」は、一枚が毛利家文庫・絵図に存在し、他の二点は毛利家文庫遠用物・近世後期に含まれる。本例に限らず、本目録と現存する絵図の照合作業を通して、萩藩絵図方作製の絵図が、毛利家文庫や同遠用物、袋入絵図、県庁伝来旧藩記録等に分散していることを再確認できた。

なる。もとより、今回紹介した目録が絵図方作製絵図のすべてを示すものではないが、これらの目録が、今後、より多くの絵図の作製年代解明に資することを期待する。なお、徳山藩の絵図方目録に「絵図方之事全録」（徳山三号・拙稿を参照）があることを補記しておく。

### 〔凡 例〕

一、目録記載の絵図等のうち、現存するものに、傍線と註記番号を付した。註記番号は、末尾の「対応絵図類一覧」の番号と対応している。

一、「対応絵図類一覧」の対象は、原則として山口県文書館所蔵に限った。

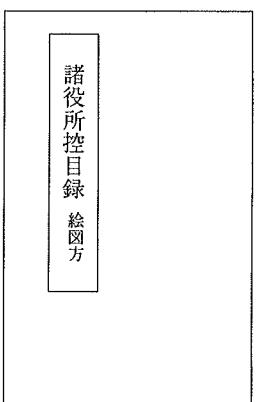
一、「対応絵図類一覧」の表記に、以下の略称を用いた。

・毛利＝毛利家文庫

・旧藩＝県庁伝来旧藩記録

・遠用物近世前期＝毛利家文庫遠用物・近世前期

・「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図



〔内表紙〕  
「諸役所控目録 絵図方」（毛利家文庫九諸省四〇（一七の六））  
(表紙)

絵図方諸御用物廉書

絵図方一

相添

〔貼紙〕  
「御城御取繕御窺一巻」

絵図方一

一同五年

御城天守曲輪石垣式ヶ所孕出御奉書 壱枚(1)

一寛文四辰

御城石垣八月六日大雨洪水にて天守曲輪南の方御門

脇石垣崩候ニ付、築直之儀被仰出候図

但、刎紙二同年辰九月ニ被仰出候御奉書写 別紙二

も有之候

同七年未卯月同御門脇西の方共両所石垣孕出御願被成候附紙有之、御奉書無之

同年未六月二日江戸え被差登候間數付紙有之、御奉書無之

一延宝四年

二丸御門外形南西石垣崩所御窺之図 壱枚

御奉書 壱通 江戸より御状共二

但、萩より調被差登候図、江戸より被差返候分も

同七年未卯月同御門脇西の方共両所石垣孕出御願被成候附紙有之、御奉書無之

同年未六月二日江戸え被差登候間數付紙有之、御奉書無之

一延宝四年

二丸御門外形南西石垣崩所御窺之図 壱枚

御奉書 壱通 江戸より御状共二

但、萩より調被差登候図、江戸より被差返候分も

一同三年寅

地震ニ付御城内破損ニ付御普請所尤金崎矢倉先年破損仕罫被置、此度御取立被成度との

御願書付 壱通

御奉書 壱通

但、江戸より之御状共(2)

一同四年

唐柵新溝被仰付候時分御窺之絵図之控、享保十二年

未春御用所差出候控も同断

御城二曲輪石垣七ヶ所孕候ニ付御伺絵図式枚

但、壹枚は書付無シにして調被仰附、於江戸書付

被仰付之由ニ付、図計調置候分、壹枚は江戸より書付被仰付御下シ被成候分

書付被仰付御下シ被成候分

御奉書 壱通

「諸役所控目録」にみる秋藩絵図方作製の絵図

一同七年

三田尻御開作丸尾崎波除両所御願相済候節、大久保加賀守殿より御口上書 壱通

元禄三年同所向島干潟追て絵図を以御願被成候図

壹枚

御願之御口上書 壱通

但、江戸より之御状壹通共

一天和式年十二月

浜崎魚人屋敷所替被仰付候絵図 式枚

但、壹枚ハ延宝九年被差出、壹枚ハ御老中様御好ニ付調替天和式年被差出候、江戸より御状共

一貞享式年

妙玖寺先之矢倉破損仕、先畠被為置候處ニ、長門守

様御初入國之時分御尋被遊、厚母四郎兵衛御答申上

同拾八年正月

時打之脇塙矢倉之脇孕石垣御窺被成、御伺相済候段

十月ニ申來築直候様ニと同月廿日於御藏元隱岐殿被

仰渡候図 壱枚

仰渡候図 壱枚

一同七年

御国上使妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿え被差出候御城絵図 壱枚

橋本町唐柵之間侍屋敷を町屋敷ニ被仰付被下候様ニ

と彼所諸士中御理申出候段、先年諸士屋敷を町屋敷

ニ被仰付候儀、公儀御窺被成たる儀は無之候へ共、

此度大分之儀ニ御座候ニ付、御老中様迄可被得御内

意との御詮儀ニ付、絵図調被仰付候図 壱枚

同拾四年

三田尻室積灯炉堂御窺相済候絵図 式枚

御願書付 壱通

但、御伺被相済候通江戸より被仰越候御状 壱通

一宝永三年九月

御城廻り石垣崩亦孕出候所築直之儀被仰出候絵図

但、御好出調替被仰付候控共<sup>(3)</sup>

一正徳元六月

御城石垣御築直御窺絵図

一同年

朝鮮人来聘ニ付上関ニ仮番所被仰付置候、番所永々

建被置度との御事ニテ、御窺絵図正徳元卯ノ九月ニ

整被仰付出来之上永田瀬兵衛方え御渡たせ被成候絵

図 壱枚

一同式年辰六月

御城天守曲輪北の方椎木御茶屋え取続候西の方堀、

先年已來公儀え被差上候御城絵図ニ石垣無之堀計ニ

て候、勿論現在之所ニモ堀下之石之外無之候、然処  
宝永四年ニ孕石垣之義被仰窺候節之絵図より不図石  
垣を書來候へとも、其段氣付無之候處、正徳弐年六

月霖雨之内ニ右之所御山潰候付て、堀之修覆等被仰  
付候御沙汰之節、近年絵図ニ石垣有之段厚母四郎兵  
衛氣付申出被及御聞、後年御城絵図之大絵図公儀被  
差上候節は右石垣之義今一應絵図方より申出可被及

御聞との御書付 壱通

一享保二戌年八月

御城洞春寺下西之仕切門之脇崩候ニ付、御窺之絵図

壹枚

御奉書 壱通<sup>(4)</sup>

一同八癸卯九月

御城三曲輪御堀定浚御願絵図 壱枚<sup>(5)</sup>

御奉書 壱通<sup>(6)</sup>

一同拾巳年六月

但、江戸より御状 壱通<sup>(7)</sup>

鯖川ニ橋被仰付度ニ付、大還筋目立候橋ニ付、御窺  
も入申儀も可有之と候て、此図之通調被仰付、江戸  
被差登於江戸段々御聞合も有之候へ共、在々かり橋

御城天守曲輪北之方椎木御茶屋え取続候西の方堀、

先年已來公儀え被差上候御城絵図ニ石垣無之堀計ニ

て候、勿論現在之所ニモ堀下之石之外無之候、然処  
宝永四年ニ孕石垣之義被仰窺候節之絵図より不図石  
垣を書來候へとも、其段氣付無之候處、正徳弐年六

月霖雨之内ニ右之所御山潰候付て、堀之修覆等被仰  
付候御沙汰之節、近年絵図ニ石垣有之段厚母四郎兵  
衛氣付申出被及御聞、後年御城絵図之大絵図公儀被  
差上候節は右石垣之義今一應絵図方より申出可被及

御聞との御書付 壱通

一同拾丁未年八月

御城二之曲輪御堀浚之御窺略絵図 三枚<sup>(8)</sup>

但、覚書 四通<sup>(9)</sup>

御奉書 壱通

一同拾七壬子年四月

但、江戸より之御状共<sup>(10)</sup>

御城二曲輪南之方土橋、東之方堀際之石垣、同西之  
方堀際下石垣孕出候ニ付御窺之絵図 壱枚<sup>(11)</sup>

御奉書之写

但、江戸より之御状写共<sup>(10)</sup>

一同元文四己未十一月

御城三曲輪北浜堀浚御願之絵図 壱枚<sup>(12)</sup>

御奉書写 式通

但、江戸より之御状写共

一同延享三丙寅四月

(貼紙)  
〔從是諸御用筋 一巻〕

一同慶長七年十月

秀就公御國廻り之次第 壱通

秀就公初て御入国被遊御國廻り候之時之御泊り付并  
上使御國廻り之時分之御泊り付、銘々附分ケ 壱袋



一同年八月

御城下絵図公儀より御好として江戸より被差下候絵  
図、於爰元清書書調被仰付被差登候此図江戸より被  
差下候控(1)

一同年五月

防長国大道小道并灘道舟路之帳 式冊(1)

但、慶安三年五月廿日於江戸井上筑後守殿え被差  
出候、此控福間彦右衛門方え渡置候ト有之

一同年五月 御城絵図 壱枚(2)

御目附斎藤左源太殿・山田清大夫殿御好ニ付、御居  
城絵図調被仰付、同六月廿四日御両所え被進候控

一同年 御城絵図 壱枚(2)

慶式年八月ニ御城図公儀被指上候処、不足所有之二  
付、御好ニ付同五年ニ厚母四郎兵衛江戸被差登此絵  
図相調、同年六月十九日井上筑後守殿え被差上候

但、此本書は御宝藏方え渡置候、後年入候時は御  
宝藏方より請取見合申答と有之

一同年 長府御領絵図式冊

承應式毛和泉守様御跡式を右京様・刑部様え分ケ被  
進候様ニと稻葉美濃守様より御老中酒井雅楽頭様・  
酒井讚岐守様・松平伊豆守様・阿部豊後守様被掛御  
目、豊東郡之内を以物成六歩一之積ニて諸村付刑部  
様被相添可然之通、右之御老中御四人就御差図絵図  
ニ朱ニテ御印被成御渡被成候絵図式冊、尤村石附共

一同年

上使斎藤左源太殿・山田清大夫殿御泊り付 壱袋

一承応式年 御城破損所図 式冊

洞春寺先之破損所絵図相調御目附石川弥左衛門殿・  
石丸石見殿え被差上候控

一同年 御城絵図 式冊

此絵図書付不足所有之付て、從公儀被成御下ヶ候、  
御好のことく調かへ、慶安五年六月十九日ニ井上筑

後守殿え被差上候、其写別紙ニ有之付て此図後年不  
人物

委細之儀ハ此絵図村名附ニテ相分り候事  
一明暦元年

日向守様御領内佐波郡之内富海村堅田安房領分都濃

郡戸田之内苔谷柳かうと境目出入之次第書立 壱帳

一同式年

新屋敷割被仰付候ニ付、絵図仕立間數付 壱冊

一寛文式年四月 同九年五月廿七日二

大津郡小田村熊野帳面前并新開石共ニ彼所堀切ニ被  
仰付候得共、地損石ニ相成上分地下より附出 壱通  
同七月絵図 壱枚

一同年

長府御領粟野村と井上村との境目工事控 壱袋

一同七年

長府御領絵図 壱枚

府中之絵図 壱枚(2)

清末之絵図 壱枚(2)  
右寛文七年毛利宮内殿御当役之時分、天下御代替り

「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

一天和二年六月 御城下絵図 壱枚

宝永式年十月ニ新調替被仰附御客屋へ御渡させ被成  
ニ付、古キ引替相渡御客屋より戻り絵図之分

一貞享元子十月

吉就公御国廻り之節御書付式通、厚母四郎兵衛御道

筋為見合被差出候節之御書付之事

一同年 島々図 折本式<sup>(2)</sup>

吉就公御国廻り以後御両国之島々絵図仕差上候様ニ  
と毛市正殿御奉りニて被仰付候故、諸代官中々御奉  
書被成、銘々宰判所切ニ下書仕差出候を以如此折本  
ニ仕差上候控

一元禄元

従大公儀鐵炮御改之時之村附一冊

一同六年酉ノ九月廿八日

都濃郡鹿野市右盛高力地下及難義候通御理申出候ニ  
付、諸郡廻在之時分彼地罷越石盛直シ候様ニと御奉  
書ニ付て、厚母四郎兵衛罷越候付立控

一元禄元

妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿御両国  
大畠瀬戸之境目出入有之濃々書付代官天野右衛門方  
より御歳元差出候節、四郎兵衛被召出御尋之廉様子  
申上候趣、其後入江弥兵衛御使江戸被遣候節、此段  
江戸被仰遣候故、書付可差出由ニ付書付差出候控

一同年正月 御城絵図  
長府清末徳山岩国四ヶ所之町割之図、妻木彦右衛門  
殿・山中五郎左衛門殿え被差出候控 壱袋<sup>(2)</sup>  
上使妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿御出被成候  
節、厚母四郎兵衛覺書 壱袋

一同年

一同八年亥

元禄七年八月ニ妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿  
御國為御目附御着被成、御城之絵図式一枚御両国之絵  
図式一枚調出候様ニと被仰渡、早速調被仰付、元禄八  
年正月九日御両所様え被差出、其後御城下町割之絵  
図之儀福原隱岐殿被申上候處ニ御覽可被成との義ニ  
付て、元禄八年正月十三日御城下絵図式一枚厚母四郎  
兵衛ニ持參被仰付御両所様へ壹枚宛差上候處ニ、此  
御城下之絵図をも江戸御取帰被成候控

一同年 壱枚

妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿御両国

之絵図被差出候様ニと被仰渡候通、江戸御老中より  
申来候ニ付、早速調被仰付江戸え被差登、御城之絵  
図壹枚御両国絵図壹枚江戸ニて被差出候、左候て元  
禄七年八月十八日萩御着被成ニ付、御尋之儀共に之  
御書付を以被仰渡候内、城之絵図式一枚両国絵図式一枚  
調被仰付、元禄八年正月九日ニ福原隱岐殿御宅え粟  
屋久右衛門・神村藤左衛門被召寄、御城絵図壹枚御  
両国絵図壹枚桐箱ニ入組ニ通国重三郎兵衛・厚母四  
郎兵衛右之兩人え相渡置候、上使え差出候控

一同年亥

吉広公御国廻り被遊候節、九月萩被遊御発駕十月御  
帰城迄厚母四郎兵衛覺書

一同拾年

但、宿割帳 壱冊

絵図之儀ニ付従公儀御書付物 壱巻 壱袋

帰萩御発駕之時分亦上使御下り前元禄七年五月廿  
八日より御待請之御用意より以来諸事覚書 壱帳

一同年亥 御城下絵図 壱枚

「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

國御好之通ニ調被仰付、同十二年己卯五月被差上候、右之絵図様子違調替相成此図不入物

一同年

諸國絵図調出候様ニと從公儀被仰渡候覚書 壱通

一同拾壹年寅

大津郡三隅之内津雲之山三隅郷と出入有之候ニ付、

為見分郡奉行兩人絵図方厚母三左衛門をも被差出并

深川渋木村境工事見合被仰付候節三左衛門覚書 壱通

一同年

防長郡中駅并島々え石高割付候付立 弐通

但、元禄拾壹年公儀より諸国え絵図就被差出候様

ニとの儀御國絵図就被差出厚母四郎兵衛調被仰付

江戸え持參被仰付、枝村石懸仕候様ニとの義ニて

御國元石分之儀被仰遺御國より江戸え被差登候控

一同拾貳年 周防長門石高帳 弐冊<sup>(29)</sup>

元禄十二年公儀え絵図諸国より調被差上候節、郷帳

格を以調之

一同拾四年

大公儀え御両國縁絵図於江戸国司庄左衛門え被仰付

被差上候御控、於萩厚母三左衛門被仰付候覚書 壱袋<sup>(30)</sup>

但、元禄十四辛巳十月ニ被差出絵図之控、委細之儀

は於江戸国司正左衛門都合承りニて整替相済候い

か様之首尾相済候哉、一円庄左衛門咄伝不承ニ付

一同年 御両國絵図 壱枚<sup>(31)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(32)</sup>

一同年 己卯

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図控

一同年 御城絵図 壱枚<sup>(33)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

被仰付候三左衛門覚書 壱袋

一同年 辛巳十月

元禄十四年辛巳十月防長國境縁絵図大公儀被差上候

一同年  
防長變地帳 弐冊<sup>(34)</sup>

被仰付候三左衛門覚書 壱袋

一同年 未四月 御両國絵図 弐枚

元禄拾六年未ノ四月長崎御下り上使御客年寄稻垣対

馬守殿・大目附安藤筑後守殿・御勘定御奉行萩原近

江守殿・小御目付石尾織部殿大坂より陸地御下り安

芸境小瀬川より下関御通被成ニ付、絵図方役人御供

被仰付、自然御用ニ也可有御座と候て此絵図四枚調

被仰付、厚母三左衛門持參仕罷出候へ共、御用ニ無

之故取帰候事

一同年  
御隣國縁り絵図、此絵図於江戸厚母四郎兵衛御隣國

役人中申談相調其縁り絵図公儀被召上候ニ付御國

え罷下り、絵図ハ其後国司庄左衛門別紙調替差上、

此図不入物<sup>(35)</sup>

一同拾六年三月

長崎御下り上使御客老寄稻垣対馬守殿・大目附安藤

筑後守殿・御勘定方萩原近江守殿・小御目付石尾織

部殿陸地御通被成候ニ付て、郡奉行林小左衛門・高

木五郎左衛門・厚母三左衛門被差出并御登海上御供

「諸役所控目録」による萩藩絵図方作製の絵図

御好有之ニ付直シ仕差上候下書之分

一元禄十式年卯ノ五月廿二日絵図ニ相添被差出候防長之

鄉帳式冊<sup>(36)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(37)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図控

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(38)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(39)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(40)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(41)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(42)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(43)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(44)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(45)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(46)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(47)</sup>

元禄拾貳年江戸記録所為御用被差上候絵図之控、元

禄十二年己卯五月廿二日於江戸公儀被差上候絵図之

御絵図書付之控 壱袋<sup>(48)</sup>

哉との御事にて絵図調被仰付被差登候図之控

一同年

御両国絵図上使え被差出候控絵図

一同年

御城絵図 壱枚

一同年 御城下絵図 壱枚  
但、箱入

宝永六年丑五月江戸より御城差図御前御用之由申來、御城現在之絵図を以相調可被差登由ニて都合此絵図之分調被仰付候、尤艳色等被入御念被仰付候、同五月之末御当職所迄差出候控

一同七年七月 御城絵図 式枚(式)

宝永七年七月五日津和野より徳佐え御移り被成候上使黒川与兵衛殿・岩瀬吉左衛門殿・森川六左衛門殿

絵図御覽可被成と被仰候ハ、可被差出と候て調被仰付、尤御沙汰之上書付減少被仰付候、御両国絵図は別廉江戸被差登候事

一同年

上使黒川与兵衛殿・岩瀬吉左衛門殿・森川六左衛門

殿御通被成候節諸事覚書

一正徳元 御両国絵図 壱枚  
但、清書之義は諸土屋敷薄様紙二書付張紙被仰付候事

正徳元卯ノ六月殿様御好ニテ御絵図之御両国之島々陸地より海上之程付差上候様ニと被仰出候付、先年島々絵図被仰付候島之絵図ニ書付有之海上程付を以書付、御前え差上候控

但、宍道玄蕃殿御用所ニも絵図差出候、是は宝永

七年順見之上使之節被仰付御用ニ無之図有之候ニ付差出申候

一同式年十月

周防長門両国浦々之者印判帳

但、大久保大隅守殿・横田備中守殿御印形物并御添高札御案文防長両国浦々庄屋年寄印判帳 壱冊

一同

小瀬より赤間関え之馬繼之儀ニ付、大坂御(守腹)留居方書付遺候卷、尤地下付出御当職國司壱岐殿・浦図書

一同

殿御役中

一享保式西

上使松平与右衛門殿・落合源右衛門殿・遠藤源五郎殿御国御通り被成候節付岡付諸事 一袋

一同年酉

豊後豊前え見渡之御用ニ付、平田仁左衛門・同七右衛門被遣候覚書何辺有之との分 式包

一同年酉

一 同年

唐舟打払事ニ付長崎御目附渡部外記殿同四年五年石

川土佐殿御登下り絵図被成御取候 壱卷

一 同四年亥 御両国絵図 壱枚

享保四亥年朝鮮人来聘ニ付役人厚母宇兵衛・田中九

郎右衛門・平野重郎右衛門右三人より為見合此絵図

入之由ニ付調被仰付宦人方相渡候絵図控

一 同五年子十二月

讃岐守様え九千三百石余御增高被進候節、村御引渡

二被遣候記録并地下人請状共ニ 壱袋

一 同年子

讃岐守様え御配之儀 壱巻、何辺壹包と有之分

讃岐守様え御配之儀 壱巻、右同断

一 同年子 島々絵図 壱枚

享保五子年長崎御下り之御目附石川土佐守殿御出之

節、浦図書殿御出合御相対之節、御好ニ御國中島々

一 同年子

防長田畠町歩括、大公儀より御尋被成候 壱巻 壱袋

一 同六年丑十一月 六連絵図 壱 蓋井島図毫

享保八卯ノ十一月唐船方御用ニ付相調差出候控

一 同六年丑七月

上使之節御國中御順見御付出諸事之覚 壱袋

一 同年

享保九年辰於江戸大久保下野守殿・健部彦次郎殿閏

四月十六日御勘定所罷出候様ニとの義ニ付、未近九

左衛門罷出、下野守殿・彦次郎殿・御勘定組木村四

郎兵衛殿御一座ニて、萩城より大坂、赤間関より同

断、上関より同断御尋ニ付九左衛門答書覺<sup>(39)</sup>

一 同九年辰

上使之節御國中御順見御付出諸事之覚 壱袋

一 同年

一宝曆五年厚狭郡之内高泊之沖松屋之沖ニテ清末え御開

作地被成御預ケ候御双方取替シ絵図判形物共ニ一巻一

箱<sup>(40)</sup>

一 同十壹年

上使ニ付御三家領其外御付出御用心物諸事之控

一 同年

順見上使ニ付諸沙汰控 壱袋

順見使え差出候朱引村一紙式帳 壱袋

但、直し共廿四帳

一 延享三

防長絵図 壱枚

雲州絵図 壱枚

但、延享三上使小幡亦拾郎殿御所望ニ付整被仰付

被進候控、雲州絵図之儀は右為御案文被成御貸候

(虫損) 其節写置候事

之絵図被差出候控

一 同年子正月

徳山御配問談覚書写

御堺目受状写

見通江戸より申來此時分八ヶ所之儀ニ御座候へは八

人被差出候 壱袋

一 同五年子十二月

見通之儀、平田仁左衛門江戸より之取下り之図 壱包

但、御好有之相調公儀被差上候分、於萩調被仰付

仁左衛門持參仕壹包有之候、是は公儀被差上候え

共御好有之前段之通被差上候、尤持參之図は江戸

御用所え被留置候ニ付右之控也

一 同六年丑七月

防長田畠町歩括、大公儀より御尋被成候 壱巻 壱袋

一 同八年卯十一月 六連絵図 壱 蓋井島図毫

享保八卯ノ十一月唐船方御用ニ付相調差出候控

一 同六年丑七月

上使之節御國中御順見御付出諸事之覚 壱袋

一 同年

上使之節御國中御順見御付出諸事之覚 壱袋

一 同年

順見上使ニ付諸沙汰控 壱袋

一 同年

順見使え差出候朱引村一紙式帳 壱袋

但、直し共廿四帳

順見上使阿部内記殿・杉原七重郎

一 同年

宝曆十壹年六月御順見使阿部内記殿・杉原七重郎

殿・弓氣多源七郎殿御越被成候節、上使万ニ御所望

被成候時は不被為成にて御挨拶も難成候ニ付、御用

心ニ調被仰付候所ニ御所望無之候事

一 同十四年 御両国委細之図 壱枚

殿様御好ニ付御両国絵図調被仰付調差上候控 壱枚

但、前廉中清書調上置候處ニ、此度清書調差上候

故、御下ヶ被成、御当職毛内匠殿御直荷ニ被仰付

後年不入分 壱箱

一 御城下町割之絵図 壱枚

但、五ヶ島書添図、年号不相知候事

一 島々岡 拾枚

但、勝間田権左衛門宰判所之分

一 御城下分間絵図 壱枚

但、年号不相知

一 三田尻山内縫殿殿新開所御伺絵図壹枚、御奉書無之、

年号不相知候事

一 島絵図

但、江戸え遣候ひかへ、年号不相知候事

一 防長郡中枝村古石付立 壱通

一 防長郡中石無之枝村書付 壱通

右前書之外、記録控物之類無御座候、已上

明和元申

平田四郎左衛門（印）

以上

一 御両国絵図 壱枚

但、年号不相知候事

一 上関島裏表之図共式一枚

但、同断

一 赤間関絵図 壱枚

但、同断

一 山代宰判之内味噌谷之図 式一枚

但、宝暦九年卯ノ三月就御用柿並市右衛門貸渡被

仰付候事

〔史料2〕

「諸役所控目録 絵図方明細絵図寺社旧記 御藏元檢使所 濃物  
方 御藏元証人所 引田方 十三組御中間 宗門方」（毛利家文庫九諸  
省四〇（一七の七））

一同郡同宰判地下石高付境目書并地下由来地下仁所持之

（入）

御判物類之写共四拾三冊

但、写境目書式拾壹冊

一同郡同宰判寺社旧記百五拾壹冊

但、写五拾壹冊

一同郡徳山御領地下絵図式一枚

但、清書絵図式一枚

一同郡御同領地下石高付境目書式冊

但、写式冊

一同郡御同領寺社旧記四冊

但、写九冊

〔内表紙〕

明和式年西

二月

明細絵図并境目書

寺社旧記

其外共

絵図方

一

一 阿武郡当島宰判并浜崎宰判共地下絵図式拾壹枚

但、清書絵図式拾壹枚

「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

但、写無之  
已上

同郡吉田宰判地下絵図七枚  
但、清書絵図七枚

奥阿武郡宰判地下絵図式拾四枚  
但、野取半途尤勘場差<sup>(40)</sup>清書絵図八枚いつれも

同郡同宰判地下石高付境目書七冊  
但、写四冊半途

同郡同宰判地下石高付境目書并由來百姓所持之御判物  
但、写無之  
類共式拾四冊

同郡同宰判寺社旧記十四冊  
但、写無之  
已上

但、写境目書計十九冊

同郡同宰判寺社旧記三拾五冊  
但、写六拾四冊

美祢郡宰判地下絵図拾壹枚  
但、清書絵図拾壹枚

同郡同宰判地下石高附境目書十壹枚  
但、写境目書拾壹冊

同郡同宰判寺社旧記十八冊  
但、写無之

同郡先大津宰判地下絵図八枚  
但、清書絵図八枚

同郡同宰判寺社旧記三拾三冊  
但、写十三冊

同郡同宰判地下石高付境目書并由來共拾三冊  
但、写未

同郡同宰判寺社旧記十八冊  
但、写十冊

同郡前大津宰判地下絵図五枚  
但、清書未

同郡同宰判寺社旧記三拾七冊  
但、写六拾三冊

同郡吉田宰判地下絵図九枚  
但、清書絵図八枚

同郡同宰判地下石高付境目書由來ともに十七冊  
但、写境目書式拾四冊

同郡同宰判寺社旧記三拾九冊  
但、写六拾三冊

同郡吉田宰判地下絵図九枚  
但、清書絵図八枚

同郡同宰判地下石高付境目書由來ともに十七冊  
但、写境目書式拾四冊

同郡同宰判寺社旧記三拾九冊  
但、写六拾三冊

同郡吉田宰判地下絵図九枚  
但、清書絵図八枚

同郡同宰判地下石高付境目書由來ともに十七冊  
但、写境目書式拾四冊

同郡同宰判寺社旧記三拾九冊  
但、写六拾三冊

同郡同宰判地下石高付境目書由來ともに十七冊  
但、写境目書式拾四冊

同郡同宰判寺社旧記三拾九冊  
但、写六拾三冊

豊浦郡先大津宰判地下絵図五枚  
但、清書いたま

同郡同宰判寺社旧記三拾九冊  
但、写四拾七冊

一同郡御藏入地下絵図壹枚

但、清書未

一同郡同地下境目書壹冊

但、写境目書壹冊、寺社旧記無之

一同郡清末御領地下絵図拾式枚

但、清書絵図五枚

一同郡御同領地下石高付境目書并由来共式拾式冊

但、写境目書拾冊

一同郡御同領寺社旧記式拾四冊

但、写式冊

一吉敷郡山口宰判地下絵図三拾壹枚

但、清書絵図十八枚、尤吉敷郡惣村双之図壹枚

一同郡同宰判地下石高付境目書并由来百姓所持之御判物

類之写共式拾八冊

但、地下惣石高付写境目書共十九冊

已上

一同郡御同宰判寺社旧記百三十冊

但、写境目書拾冊

一同郡同宰判地下石高付境目書并由来共式拾式冊

但、写境目書拾八冊

一同郡同宰判寺社旧記百三十冊

但、写境目書拾八冊

一同郡鹿野宰判地下絵図四枚

但、清書未

一同郡同宰判寺社旧記九拾五冊

但、写無之

一同郡徳山御領地下絵図壹枚

但、清書未

一同郡御同領寺社旧記四冊

但、写無之

一同郡御同領地下石高付境目書并由来共壹冊

但、写未

一同郡同宰判地下絵図十五枚

但、写境目書二冊

一同郡花岡宰判地下絵図十五枚

但、清書絵図未、花岡御茶屋差<sup>50</sup>共

一同郡同宰判地下石高付境目書并由来百姓所持之御判物

類之写共式拾九冊

但、写境目書十二冊、表紙未

一同郡同宰判寺社旧記七拾三冊

但、写無之

但、写未

一同郡同宰判寺社旧記九拾三冊

但、写式拾九冊

一同郡上ノ関宰判地下石高付境目書拾五冊

但、清書未

一同郡同宰判地下石高付境目書拾五冊

但、写境目書拾五冊半途、表紙未

一同郡同宰判寺社旧記式冊

但、写無之

一同郡熊毛宰判地下石高付境目書拾六枚

已上

一同郡熊毛宰判地下石高付境目書拾六枚

但、清書絵図六枚

一同郡同宰判地下石高付境目書并由來共八冊

但、写境目書五冊外惣石高付壹冊

一同郡同宰判寺社旧記式拾壹冊

但、写拾式冊

一同郡前山代宰判地下石高付境目書拾十六枚

但、清書絵図六枚

一同郡奥山代宰判地下石高付境目書并由來百姓所持之御判物

類写共十九冊

但、写境目書十五冊

一同郡同宰判寺社旧記三拾七冊

但、写七冊

一同郡同宰判地下石高付境目書拾六枚

但、写境目書十六冊

一同郡同宰判寺社旧記五拾冊

但、写三拾冊

一同郡岩国御領地下石高付境目書四拾四枚

但、清書絵図四拾四枚

一同郡同宰判地下石高付境目書并由來共八冊

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、写境目書四拾四枚

但、清書絵図六枚

但、根笠村之内味噌谷同深山浴論地之図共、尤清書絵図拾式枚

但、写未

一同郡同宰判地下石高付境目書并由來百姓所持之御判物

類写共三拾式枚

但、写境目書十五冊

但、写境目書十五冊

但、写境目書十五冊

但、写境目書十五冊

但、写境目書十五冊

但、御先代御國廻り之節、御道筋御行程記被仰付、

但、清書絵図式枚岩国御領之儀は前段ニ相記候通

但、萩より小瀬川迄之分

一同 壱冊<sup>(59)</sup>

但、萩より豊浦郡城戸西中山迄之分

一同 壱冊<sup>(59)</sup>

但、玖珂郡高森より吉敷郡宮野迄之分

一他国之絵図拾五枚

安芸 備後 備中

播磨 岩見 伯耆

出雲 因幡 美作

隱岐

伊豫 讃岐

豊前 豊後 筑前

右前書之外記録御控物之類無御座候、以上

明和式西

平田四郎左衛門（印）

一公儀之御國絵図被差上候時、長府徳山御配地之所色を  
替候様ニと被仰出候ニ付て、御両国一色被成度之由被  
仰入候、御書付并此御用井上筑後守殿御勤付て彼御方  
より御返状共一巻

一周防長門郡郷村石高帳之写壹冊

一防長御両国之絵図壹枚<sup>(60)</sup>

一萩御居城之絵図壹枚<sup>(61)</sup>

一御両国石高帳式冊<sup>(62)</sup>

一御両国大道小道灘道船路帳式冊<sup>(63)</sup>

〔内表紙〕  
「故有雜文目録」

御宝蔵」

（中略）

一八ヶ国御時代御配地之控也、山田五左衛門より差上

候箇入

（中略）

一日本絵図<sup>(64)</sup>

但、物数三枚外一国々々之小絵図下書六拾七枚添之

一絵図拾三枚

内

三枚 小田原城仕寄陣取<sup>(65)</sup>

一壹枚 草山城仕寄陣取<sup>(66)</sup>

一壹枚 貴瀬川陣取<sup>(67)</sup>

一壹枚 小田原陣之時海道筋諸城等之絵図<sup>(68)</sup>

一壹枚 九州諸城等之絵図<sup>(69)</sup>

一壹枚 豊前小倉城之図<sup>(70)</sup>

一壹枚 肥前城図<sup>(71)</sup>

一壹枚 肥後筑後城図<sup>(72)</sup>

一壹枚 辺春和仁仕寄陣取<sup>(73)</sup>

一壹枚 所不知備立

（中略）

一絵図式枚

一絵図式枚  
内  
一壹枚江戸御屋敷御普請之絵図か  
一壹枚所不知御普請之絵図

一絵図八枚  
内  
一壹枚江戸御屋敷御普請之絵図か  
一壹枚所不知御普請之絵図

一川中島之絵図壹枚<sup>〔68〕</sup>

(中略)

右故有雜文目録前書之通御座候、以上

(明和元年)  
申ノ

七月一日

井上與七(印)

小野又右衛門

## 〔対応絵図類一覧〕

(1) 遠用物・近世前期六九九「幕府老中連署奉書」。関連<sup>〔1〕</sup>同六九五

「六九六～七〇〇」の包紙「延宝五年二月萩御城天守曲輪石垣孕

候所築直候事<sup>〔2〕</sup>付公儀被仰伺候節絵図控 御老中御連名之御奉書写并御用状三通共ニ<sup>〔3〕</sup>、同六九六・六九七「新山七郎左衛門書状<sup>〔4〕</sup>、同六九八「長門国萩之城天守曲輪之堀水たたきの石垣はらみ出候所之図<sup>〔5〕</sup>」。

(2) 遠用物・近世前期六七八「六七九の包紙「御城石垣普請御奉書

是貞享式丑ノ極月十日萩地震ニ付而石垣崩或孕候并先年櫻破損

之節被置候右両条之儀以絵図被仰伺候處如元普請被仰付候様

ニとの御奉書也<sup>〔6〕</sup>、同六七九「幕府老中連署奉書」。(12) 毛利・絵図八一二「長門国萩城水抜窓下絵図 奉書共<sup>〔7〕</sup>」。

(8) 毛利・絵図八一二「長門国萩之城ニ之曲輪堀浚之絵図」、遠用物

近世後期。

(9) 遠用物・近世後期。

(10) 遠用物・近世後期。

(11) 遠用物・近世後期。

(14) 遠用物・近世後期。註<sup>〔8〕</sup>参照。

(13) 毛利・絵図八一四「長門国萩之城堀浚又ハ石垣修理伺出図」の

うち同<sup>〔9〕</sup>の二「三之曲輪堀浚伺絵図」、遠用物近世後期。

(15) 毛利・絵図八一四「長門国萩之城堀浚又ハ石垣修理伺出図」の

うち同<sup>〔10〕</sup>の二「三之曲輪堀浚伺絵図」、遠用物近世後期。

(16) 毛利・絵図八一四「長門国境周防國縁絵図」、袋入絵図一三

(17) 毛利・絵図二三八「防長両国大絵図」。註<sup>〔11〕</sup>参照。(18) 毛利・絵図二八六「石高訂正届控」。同<sup>〔12〕</sup>八五は写。(19) 毛利・絵図四〇九「萩絵図」。註<sup>〔13〕</sup>参照。

(20) 袋入絵図二五四「当島宰判萩御居城絵図」。

(21) 毛利・絵図四〇九「萩絵図」。

(22) 毛利・絵図三七五「長府町割図」カ。

(23) 毛利・絵図三五九「清末町割図」カ。

(24) 旧藩一六九「防長島々絵図」。

(25) 旧藩一八七「周防国郷帳」、「二八八」「長門国郷帳」。

(26) 毛利・絵図三五九「清末街割図」・同<sup>〔14〕</sup>七五「長府街割図」カ。(27) 毛利・政理三五三「周防国郷帳」長門国郷帳。註<sup>〔15〕</sup>参照。

(28) 旧藩一六七「両国絵図調方汰汰書」。

(29) 毛利・絵図四一〇「萩御城下絵図」。

(30) 毛利・絵図三九「周防長門一枚絵図」。

(31) 袋入絵図一五「御両国縁絵図覚書」。

(32) 毛利・絵図二六一(三の一・三)「周防国海手縁絵図」毛利・

絵図二六二「長門国境周防國縁絵図」同<sup>〔16〕</sup>六三「石見国境周防

(33) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(34) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(35) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(36) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(37) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(38) 旧藩別置「地下上申」以下、境目書等は全て同様。傍線省略。

(39) 旧藩四三三「高泊小埴生松屋之三ヶ所冲ニ干潟之地御引渡ニ付

御書替シ之写<sup>〔17〕</sup>、同<sup>〔18〕</sup>三四「清末江御開作御引渡ニ罷越節之覚書<sup>〔19〕</sup>」。(40) 註<sup>〔14〕</sup>と重複。

「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図

記」。

(43) 旧藩別置「寺社由来」。以下、寺社旧記とあるものは全て同様。

傍縁省略。刊本「防長寺社由来」全七巻。

(44) 毛利・絵図六五〇「奥阿武郡勘場差図」。

(45) 旧藩一八三「奥阿武郡藏目喜庄村屋佐々木前介所持御判物写」。

(46) 旧藩一七九「厚狭郡船木長田内藏允並三輪助三郎所持御判物写」。

写」。

(47) 旧藩一八〇「豊浦郡川棚下村百姓源兵衛所持御判物写」、同一八

一「豊浦郡神田庄村屋宗像又右衛門所持御判物写」。

(48) 地下上申絵図四九二「吉敷郡村絵図相紋図」。

(49) 旧藩一七八「徳地堀村百姓林七左衛門所持御判物写」。

(50) 毛利・絵図六六一「都濃郡花岡御茶屋差図」。

(51) 旧藩一七五「大島郡久賀村百姓清左衛門清右衛門所持判物写」、

同一七六「大島郡安下庄地下医青木宗悦所持御判物写」、同一

七七「大島郡外入村百姓清兵衛源藏所持御判物写」。

(52) 旧藩四五五「大島郡諸給領御開作地御免之御証拠物并御奉書共

二写」。

(53) 毛利・絵図七三一「玉江御茶屋指図」。

(54) 毛利・絵図四三三「長門国阿武郡須佐村附近沿海図」カ。

(55) 毛利・地誌五七「御国廻御行程記」、毛利・社寺一二〇「寺社旧

境周防国縁絵図」、同一六四「安芸国境周防国縁絵図」。袋入絵

図一三「御両国縁絵図(長門国境周防国縁絵図)」参照。

(56) 毛利・絵図二六二「防長両国大縁絵図」(正保国絵図)納箱に在中。

(57) 毛利・絵図二三八「防長両国大縁絵図」(正保国絵図)納箱に在中。

(58) 毛利・絵図四〇九「萩絵図」。

(59) 毛利・絵図二二二(一の二)「朝鮮八道総図」カ。

(60) 毛利・絵図二二三(一の二)「防長両国大縁絵図」(正保国絵図)。

(61) 毛利・絵図二四六「周防長門大縁絵図」(元禄国絵図)。

(62) 毛利・絵図二二八「防長両国大縁絵図」(正保国絵図)納箱に在中。

(63) 毛利・絵図二二八「防長両国大縁絵図」(正保国絵図)納箱に在中。

(64) 毛利・絵図二四六「周防長門大縁絵図」(元禄国絵図)。

(65) 毛利・絵図二六一(三の一・三)「周防国海手縁絵図」。

(66) 毛利・絵図二六二「長門国境周防国縁絵図」、同一六三「石見国

境周防国縁絵図」、同一六四「安芸国境周防国縁絵図」。袋入絵

図一三「御両国縁絵図(長門国境周防国縁絵図)」参照。

(67) 毛利・政理三五四(二の二)「周防国変地帳」。註(33)参照。

(68) 毛利・絵図三四四「長門国海手縁絵図」。

(69) 毛利・絵図三四三「石見国境長門国縁絵図」。

(70) 毛利・政理三五四(二の二)「長門国変地帳」。註(33)参照。

(71) 毛利・政理三五三「周防国郷帳 長門国郷帳」。註(27)参照。

三「豊前之国小倉城之図」カ。

(33) 毛利・絵図八二九(二の二)「肥前国佐賀城略図」。同(二の二)は写。

(34) 毛利・絵図八二〇(二の二)「肥後熊本城図」。同(二の二)は写。

(35) 毛利・絵図八九二「辺春和仁仕寄陣取図」。

(36) 毛利・絵図八五〇「川中島之絵図」。

(37) 毛利・絵図八三七(二の二)「小田原陣仕寄陣取図」、同(二の二)

一二「小田原陣仕寄陣取図」、同八四〇(二の二)「小田原陣仕寄

陣取図」。同八三八・八三九・八四〇(二の二)は写。

(38) 毛利・絵図八四一「小田原陣之時韭山城仕寄陣取図」。

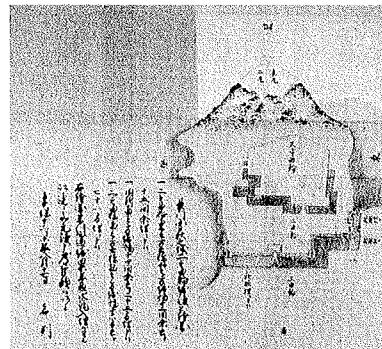
(39) 毛利・絵図八四二「小田原陣之時喜瀬川陣取図」。同八三四「家

康公陣取小田原陣之図」は写。

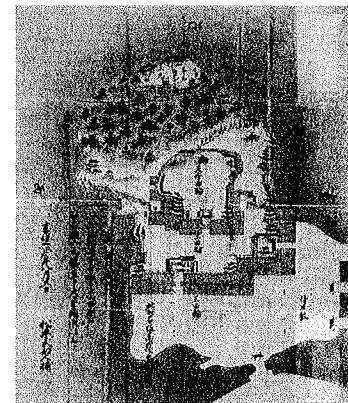
(40) 毛利・絵図八三八「小田原陣ノ時海道筋諸城守衛図」。同八三五は写。

(41) 毛利・絵図八二五「豊前国小倉城図」。同八二四は写。同八二

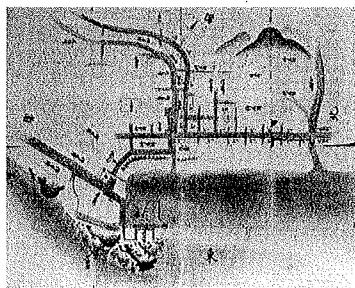
「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図



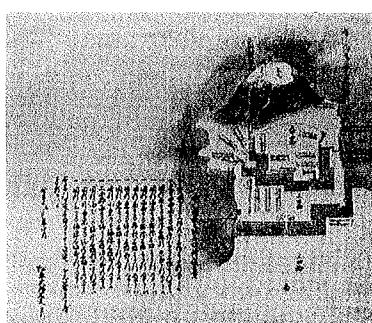
「長門国萩之城二之曲輪堀浚之絵図」  
享保12年[1717] 毛利家文庫・絵図811 (註8)



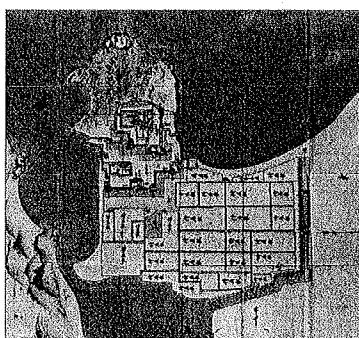
「長門国萩城破損ニ曲輪西方石垣修復伺絵図」  
享保3年[1718] 毛利家文庫・絵図803 (註4)



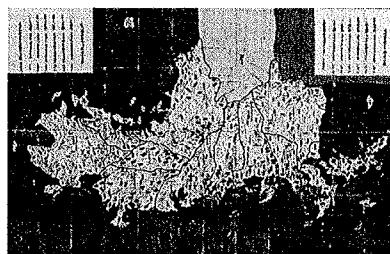
「長府街割図」  
毛利家文庫・絵図375 (註22)



「長門国萩之城堀浚又ハ石垣修理伺出図」  
毛利家文庫・絵図814 (22の20) (註13)



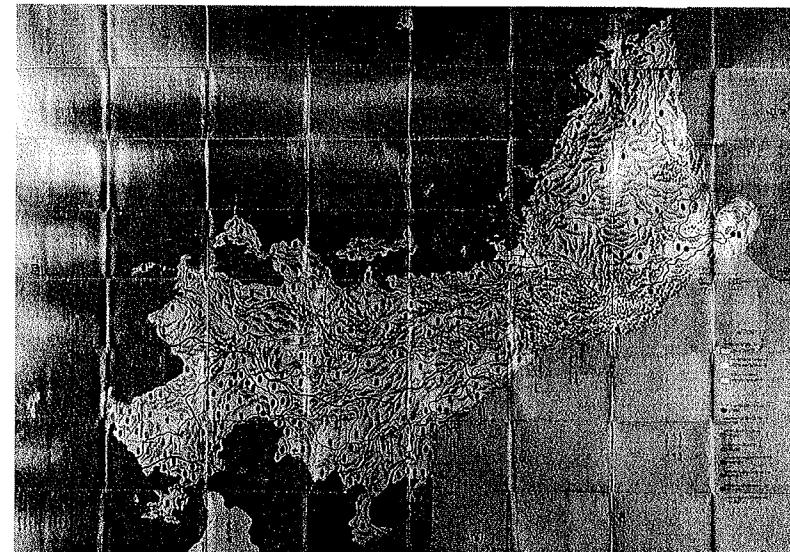
「萩城中並曲内侍屋敷割図」  
毛利家文庫・絵図801 (註35)



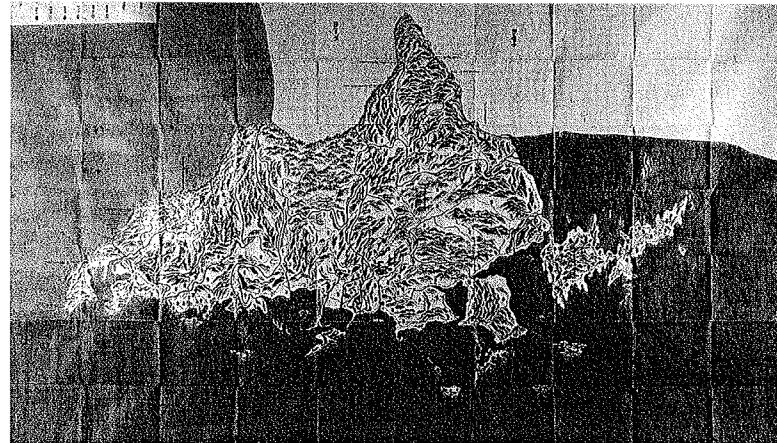
「周防長門一枚絵図」  
元禄12年[1699] 毛利家文庫・絵図239 (註30)



「萩絵図」 慶安5[1652] 毛利家文庫・絵図409 (註21・61)



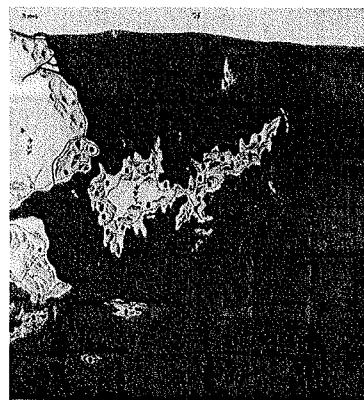
「防長両国大絵図」(正保国絵図) のうち長門国 毛利家文庫・絵図238 (註60)



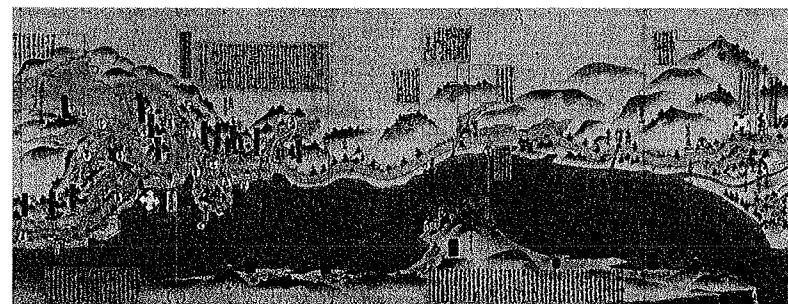
「周防長門大絵図」(元禄国絵図) のうち周防国 毛利家文庫・絵図246 (註64)



「小田原陣仕寄陣取図」  
毛利家文庫・絵図837(2の2) (註77)



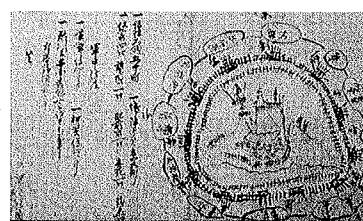
「周防国海手縁絵図」  
毛利家文庫・絵図261(3の1) (註65)



「御国廻御行程記」(赤間関部分) 毛利家文庫・地誌57 (註55)



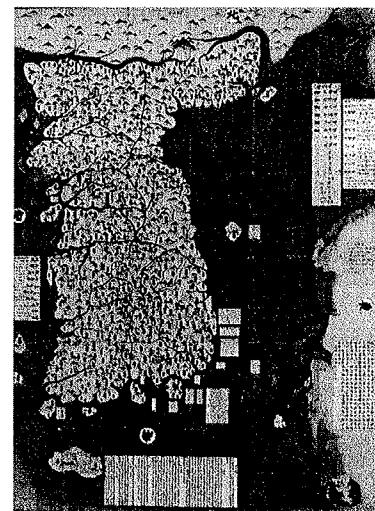
「八ヶ国御配地絵図」(長門国)  
毛利家文庫・絵図200(8の6) (註75)



「辺春和仁仕寄陣取図」  
毛利家文庫・絵図892 (註85)



「周防長門国高都合色分図」  
享保3年[1718] 袋入絵図 9 (註37)



「朝鮮八道総図」  
毛利家文庫・絵図22(2の1) (註59)